

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 17 号	三田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
こども政策課	<p><b>【関係法令】</b> 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)</p> <p><b>【趣 旨】</b> 放課後児童クラブの安定的かつ継続的な運営体制を確保するため、直営による運営に加え、新たに指定管理者制度を導入するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【内 容】</b> 指定管理者による管理の規定を追加 児童クラブの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務 (2) 児童クラブの施設又は附属設備等の維持管理に関する業務 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p><b>【施行期日】</b> 公布の日</p>